

独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程

平成15年10月 1日規程第 7号

改正	平成15年11月27日規程第31号	平成16年11月26日規程第4号
	平成16年 3月31日規程第41号	平成17年 3月30日規程第6号
	平成17年11月29日規程第14号	平成18年 3月28日規程第10号
	平成19年 3月28日規程第3号	平成19年11月30日規程第6号
	平成20年 3月19日規程第8号	平成20年12月 9日規程第5号
	平成21年 3月25日規程第13号	平成21年11月30日規程第19号
	平成22年 3月24日規程第9号	平成22年11月30日規程第16号
	平成24年 3月26日規程第3号	平成24年 3月26日規程第5号
	平成25年 3月26日規程第1号	平成26年12月 2日規程第1号
	平成27年 4月 1日規程第12号	平成28年 2月 8日規程第14号
	平成28年 3月30日規程第16号	

(総 則)

第1条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人空港周辺整備機構就業規則（平成15年規程第5号。以下「規則」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 管理職手当
- (3) 扶養手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 単身赴任手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 管理職員特別勤務手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令及び機構と労働組合又は職員の過半数を代表する者との書面による協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与のうちから、その金額を控除して支払うものとする。

(職員別給与台帳)

第4条 理事長は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支払わなければならない。

(俸給の決定)

第5条 職員の受ける俸給は、規則第6条に規定する勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）の勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度並びにその者の経歴等を考慮して、その者の属する格（独立行政法人空港周辺整備機構の職員の格に関する規程（平成15年規程第16号）に定める格をいう。以下同じ。）ごとに、俸給表に定める等級及び号俸により決定する。

2 職員の俸給表は別表のとおりとし、その額は、月額とする。

(初任給)

第6条 職員に採用された者の初任給は、その者の学歴、免許及び職務経歴等に基づき他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第7条 職員が別に定める昇格基準を満たし、かつ、勤務成績が良好な場合は、その者の資格に応じて、1級上位の等級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、別に定めるところによる。

(昇給)

第8条 職員が現に受けている号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合は、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている号俸より8号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。

3 職員の俸給月額がその属する等級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、別に定める場合を除き、その者が同一等級にある間は昇給しない。

4 55歳を超える職員は、前3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好である者については、別に定めるところにより、昇給させることができる。

5 第1項及び前項に規定する昇給は、毎年1月1日に、第2項に規定する昇給は、当該昇給日のほか理事長が必要と認める日に行う。

(昇給期間の短縮)

第9条 職員の俸給月額が第6条、第7条第2項又は前条第2項の規定により決定された場合における最初の前条第1項の規定による昇給期間については、別に定めるところにより、当該昇給期間を短縮することができる。

(俸給等の支給)

第10条 俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月16日に、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月16日に支給するものとする。これらの日が休日(規則第8条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

2 職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため職員から給与の支給の請求があった場合には、前項の規定にかかわらず請求のあった日までの給与(前項に規定する給与に限る。)の金額の範囲内でこれを支給することができる。

第11条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が規則第24条第1項の規定により休職を命ぜられ、若しくは規則第38条の規定により停職にされた場合又は休職若しくは停職の終了により職務に復帰した場合におけるその月の俸給は、その休職若しくは停職の発令の日の前日まで又はその休職若しくは停職の終了の日の翌日以後につき支給する。

3 職員が退職し、解雇され、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

4 前3項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の俸給の額は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 前各項の規定は、第12条及び第16条の給与の支給について準用する。

(管理職手当)

第12条 管理職手当の月額、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、職員が規則第14条の有給休暇、出張(内国旅行に限る。)又は職務上の負傷若しくは疾病に基づく休職若しくは欠勤以外の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、その月の管理職手当は支給しない。

(1) 審議役 94,000円

(2) 課長 72,700円

2 第20条の規定は、前項各号に掲げる職員には適用しない。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。

(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

（扶養手当の支給）

第15条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

2 扶養手当はこれを受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって、その支給を停止する。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第16条 職員に、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、その職員が受けるべき俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の10を乗じて得た額とする。

3 国家公務員から引き続き職員となった者であって、次表に掲げる支給要件を満たすものについては、第2項の規定にかかわらず、職員となった日から2年を経過するまでの間（次表の区分に基づき算出した支給割合が異動後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間）、当該支給要件及び期間区分に応じた地域手当支給割合を適用する。

支給要件	地域手当支給割合	
	当該異動の日（機構に採用された日）から同日以後1年を経過するまでの期間	当該異動の日（機構に採用された日）から同日以後2年を経過する日までの期間。ただし、左欄の期間は除くものとする。
機構の職員となった者であって、異動の日の前日に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3に規定する地域手当の支給対象地域（以下「対象地域」という。）のうち、支給割合が100分の10を超える地域に引き続き6箇月を超えて在勤していたもの	異動の日の前日の地域手当支給割合	異動の日の前日の地域手当支給割合に100分の80を乗じた割合
機構の職員となった者であって、異動の日の前日の在勤地域（対象地域に限る。）には6箇月を超えて在勤していないがそれ以前の在勤地域が対象地域であり、それらを合わせた在勤期間が6箇月を超えており、当該異動の日の前日から6箇月をさかのぼった日の前日までの間の地域手当の支給割合のうち最も低い支給割合が100分の10を超えているもの	異動の日の前日から6箇月をさかのぼった日の前日までの間の地域手当の支給割合のうち最も低い割合	異動の日の前日から6箇月をさかのぼった日の前日までの間の地域手当の支給割合のうち最も低い割合に100分の80を乗じた割合

4 国家公務員から引き続き職員となった者であって、次表に掲げる支給要件を満たすものについては、第2項の規定にかかわらず、次表に掲げる期間（次表の区分に基づき算出した支給割合が異動後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間）において、当該支給要件及び期間区分に応じた特別都市手当支給割合を適用する。

支給要件	地域手当支給割合	
	異動の日（機構に採用された日）の前日に適用を受けている異動保障の開始日以後1年を経過する日までの期間	異動の日（機構に採用された日）の前日に適用を受けている異動保障の開始日以後1年を経過した日から起算して1年を経過する日までの期間
機構の職員となった者であって、異動の日の前日に、一般職給与法第11条の7に規定する地域手当に係る異動保障の適用を受けており、かつ、当該異動保障開始時点の地域手当支給割合が100分の	異動の日の前日の地域手当支給割合	異動の日の前日の地域手当支給割合に100分の80を乗じた割合

10を超えているとともに、異動の日現在において当該異動保障の開始日から起算して1年を経過していないもの		
---	--	--

支給要件	地域手当支給割合	
		異動の日（機構に採用された日）から異動の日の前日に適用を受けている異動保障の開始日以後2年を経過する日までの期間
機構の職員となった者であって、異動の日の前日に、一般職給与法第11条の7に規定する地域手当に係る異動保障の適用を受けており、かつ、当該異動保障開始時点の支給割合が100分の10を超えているとともに、異動の日が当該異動保障の開始日から起算して1年を経過した日であるもの	異動の日の前日の地域手当支給割合に100分の80を乗じた割合	
機構の職員となった者であって、異動の日の前日に、一般職給与法第11条の7に規定する地域手当に係る異動保障の適用を受けており、かつ、当該異動保障開始時点の支給割合が100分の10を超えているとともに、異動の日現在において当該異動保障の開始日から起算して1年を超え2年未満であるもの	異動の日の前日の地域手当支給割合	

5 前2項の規定は、人事交流等により地方公共団体の職員等（国家公務員等（独立行政法人空港周辺整備機構職員退職手当支給規程（平成15年規程第9号）第9条第1項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）のうち国家公務員以外の者をいう。）から引き続き機構の職員となった者であって、異動日前の地域手当（地域手当に相当する手当を含む。）の支給状況が前2項に定める各支給要件に照らして同等であると認められるものについて準用する。

（住居手当）

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住する住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第3項第1号に規定する職員宿舍及び同項第2号に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるものとして別に定めるもの。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員の

うち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、それを切り捨てた額)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する職員に対しては、住居手当は支給しない。

(1) 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体、又は国家公務員等退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人から貸与された職員宿舎に居住している職員

(2) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる区分により支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に該当する職員を除く。)にあつては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車、自転車、又は原動機付自転車その他の原動機付の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に該当する職員を除く。)にあつては、次に掲げる自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

(ア)使用距離が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
(イ)使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
(ウ)使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
(エ)使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
(オ)使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
(カ)使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
(キ)使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
(ク)使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
(ケ)使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
(コ)使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
(サ)使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
(シ)使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
(ス)使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等の交通の用具を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)にあつては、別に定める区分に応

じ前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 地域を異にする異動により、通勤の実情に変更を生じることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、職員となった直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 前3項に定めるもののほか、通勤手当の支給及び返納について必要な事項は別に定める。

（単身赴任手当）

第19条 単身赴任手当は、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもの及び単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(超過勤務手当)

第20条 超過勤務手当は、職員が規則第9条の規定により所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられた場合において、所定勤務時間をこえて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には100分の25を加算した割合)を乗じて得た額をその職員に支給する。

- (1) 休日以外の日における勤務 100分の125
- (2) 休日における勤務 100分の135

2 職員が規則第9条の規定により所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられた場合において、所定勤務時間を超えてした勤務の時間が1ヶ月について60時間を超える職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第一項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には100分の25を加算した割合)を乗じて得た額をその職員に支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第21条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第12条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員で同条第3項の規定の適用を受ける職員が、休日に臨時又は緊急の必要その他の業務の必要により勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
- 4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在。次条第2項において同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対し地域手当支給割合を乗じた額の合計額(次の表に定める職務にある職員にあつては、その額に俸給月額にそれぞれ同表に定める管理職加算率を乗じて得た額並びに俸給月額及びこれに対し地域手当支給割合を乗じた額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算率を乗じて得た額を加算した額)を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

職務の区分	管理職加算率	職務加算率
審議役	100分の20	100分の20
課長		100分の15
課長代理 先任補償 専門員及び先任技術専門員		100分の10
係長、補償専門員及び技術専門員		100分の5

- 3 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給及びこれに対して地域手当支給割合を乗じた額の合計額（前条第2項の表に掲げる職員にあっては、その額に俸給月額にそれぞれ同表に定める管理職加算率を乗じて得た額並びに俸給月額及びこれに対して地域手当支給割合を乗じた額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算率を乗じて得た額を加算した額）を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

3 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

（長期欠勤者の給与）

第25条 職員が業務上以外の傷病により欠勤した場合には、その欠勤を始めた日から6月（結核性疾患にあっては1年）に達するまで俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の全額を支給する。

（休職者の給与）

第26条 職員が規則第24条第1項第1号に該当して、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間が満2年に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ、100分の80（休職の期間が2年を超える場合には、その超える期間については、100分の60）を支給する。

2 職員が規則第24条第1項第2号に該当して、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間が満1年に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ、100分の80（休職の期間が1年を超える場合には、その超える期間については、100分の60）を支給する。

3 職員が規則第24条第1項第3号に該当して、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給する。

4 職員が規則第24条第1項第4号に該当して、休職を命ぜられた場合の当該期間中の給与については、そのつど定める。

（育児休業者の給与）

第27条 職員が規則第13条第1項の規定により育児休業を承認された場合には、給与は支給しない。

2 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

5 職員が規則第13条第1項の規定により部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

6 前5項に規定するもののほか、育児休業者の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休暇者の給与）

第28条 職員が規則第17条の規定により介護休暇を受けて勤務しない場合は、その期間の勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

（退職者の給与）

第29条 職員が規則第27条第1号（業務上の傷病のため退職した場合に限る。）若しくは第3号に該当して退職した場合、規則第28条第3号に該当して解雇された場合又は死亡した場合には、第11条第3項の規定にかかわらず、その月の俸給月額全額を支給する。

（給与の減額）

第30条 職員が勤務しない場合は、その勤務しないことにつき特に所属長の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当りの給与額を所定の給与額から減額する。

（端数の処理）

第31条 この規程の定めるところによる給与（第17条第1項の規定による給与を除く。）の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日（以下「適用日」という。）から施行する。
- 2 適用日の前日において、空港周辺整備機構（以下「旧機構」という。）の職員であった者で、引き続きその翌日に独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の職員となった者の在職期間の算定については、旧機構の職員であった在職期間を機構の在職期間に含むものとする。
- 3 旧機構の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の俸給は、第5条第1項の規定によるほか、理事長が別に定める。
- 4 機構設立の前日において、東京都特別区に在勤する旧機構の職員であったもので、引き続き機構の職員となった者の特別都市手当の月額、その職員が受けるべき俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を、機構に採用となった日から3年を経過するまでの間支給するものとする。
- 5 大学卒試験採用職員のうち、5等級1号俸を受ける職員の俸給の額は、当分の間、別表にかかわらず、190,600円とする。
- 6 この規程の規定を適用する場合には、空港周辺整備機構職員給与規程に基づいて支給された給与は、この規程の規定による給与の内払とみなす。
- 7 当分の間、2等級以上の職員（以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 俸給 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (3) 特別都市手当 当該特定職員の俸給月額及び管理職手当の月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（規程第23条第2項の表に定める職務にある職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、理事長が別に定める期末手当に係る割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額（規程第23条第2項の表に定める職務にある職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、理事長が別に定める勤勉手当に係る割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (6) 第26条第1項から第3項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第26条第1項又は第2項 第1号、第3号及び第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ロ 第26条第3項 第1号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関しては、国家公務員の例に準じる。
- 9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第27条、第28条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成15年11月27日規程第31号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第10条第1項、第16条第3項及び第18条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項並びに同条第7項の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月31日規程第41号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程の規定による改正前の独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程第16条第3項及び第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る特別都市手当の支給に関するこの規程の規定による改正後の独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程第16条第3項及び第4項の規定の適用については、第16条第3項中「場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）」とあるのは、「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。
- 3 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）設立の前日において、東京都特別区に在勤する空港周辺整備機構の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の特別都市手当の月額は、第16条第2項の規定にかかわらず、機構に採用となった日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額とする。
 - (1) 機構に採用となった日から平成17年3月31日までの期間
その職員が受けるべき俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額
 - (2) 機構に採用となった日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
その職員が受けるべき俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4.8を乗じて得た額

附 則（平成16年11月26日規程第4号）

- 1 この規程は、平成16年11月26日から施行する。
- 2 第16条第2項及び独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成16年3月31日規程第41号）附則第3項の規定にかかわらず、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）設立の前日において東京都特別区に在勤する空港周辺整備機構の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の特別都市手当の月額は、機構に採用となった日から平成17年3月31日までの間、その職員が受けるべき俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。
- 3 国家公務員等（独立行政法人空港周辺整備機構職員退職手当支給規程（平成15年規程第9号）第9条第1項に規定する国家公務員等をいう。）から引き続き職員となった者であって、次表に掲げる支給要件を満たすものについては、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該区分に応じた特別都市手当を支給する。

支給要件	特別都市手当支給割合
	異動の日から当該異動保障の開始日から起算して3年を経過する日又は平成17年3月31日のいずれか早い日までの期間
大阪国際空港事業本部の職員となった者であって、異動の日（平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の異動に限る。）の前日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号。以下「一般職給与法改正法」という。）附則第7項に規定する調整手当に関する経過措置の適用を受けており、かつ、当該異動保障の開始時点	100分の6

の調整手当支給割合が100分の12であるとともに、異動の日現在において当該異動保障開始日から起算して3年を経過していないもの	
--	--

支給要件	特別都市手当支給割合	
		異動の日から当該異動保障の開始日から起算して3年を経過する日又は平成17年3月31日のいずれか早い日までの期間
福岡空港事業本部の職員となった者であって、異動の日（平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の異動に限る。）の前日に一般職給与法改正法附則第7項に規定する調整手当に関する経過措置の適用を受けており、かつ、当該異動保障の開始時点の調整手当支給割合が100分の12であるとともに、異動の日現在において当該異動保障開始日から起算して3年を経過していないもの	100分の6	100分の3.6
福岡空港事業本部の職員となった者であって、異動の日（平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の異動に限る。）の前日に一般職給与法改正法附則第7項に規定する調整手当に関する経過措置の適用を受けており、かつ、当該異動保障の開始時点の調整手当支給割合が100分の10であるとともに、異動の日現在において当該異動保障開始日から起算して3年を経過していないもの	100分の4	100分の2

支給要件	特別都市手当支給割合	
		異動の日から当該異動保障の開始日から起算して3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの期間
福岡空港事業本部の職員とな	100分の3.6	

<p>った者であって、異動の日(平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間の異動に限る。)の前日に一般職給与法改正法附則第7項に規定する調整手当に関する経過措置の適用を受けており、かつ、当該異動保障の開始時点の調整手当支給割合が100分の12であるとともに、異動の日現在において当該異動保障開始日から起算して3年を経過していないもの</p>	
<p>福岡空港事業本部の職員となった者であって、異動の日(平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間の異動に限る。)の前日に一般職給与法改正法附則第7項に規定する調整手当に関する経過措置の適用を受けており、かつ、当該異動保障の開始時点の調整手当支給割合が100分の10であるとともに、異動の日現在において当該異動保障開始日から起算して3年を経過していないもの</p>	<p>100分の2</p>

附 則 (平成17年3月30日規程第6号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月29日規程第14号)
この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日規程第10号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表(独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程(平成15年規程第7号。以下「規程」という。)第5条第2項に定める俸給表をいう。以下同じ。)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月1日において俸給表の4等級においては1号俸から8号俸まで、5等級においては1号俸から20号俸まで、6等級においては1号俸から36号俸までの適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員については、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(規程附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 3 切替日以降に、俸給表の適用を受けない国家公務員等(独立行政法人空港周辺整備機構職員退職手当支給規程(平成15年規程第9号)第9条第1項に規定する国家公務員等をいう。)であった者から、人事交

流等により引き続き新たに俸給表の適用を受ける職員となったものであって、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に職員になったものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額（平成21年12月1日において俸給表の4等級においては1号俸から8号俸まで、5等級においては1号俸から20号俸まで、6等級においては1号俸から36号俸までの適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に相当する額に達しないこととなるものについては、平成26年3月31日までの間、その差額に相当する額（規程附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、前項の規定に準じて支給する。

- 4 前2項の規定による俸給を支給される職員について、規程第2条に定める管理職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を算出する場合には、差額に相当する額として支給される俸給を含む俸給月額を基礎額として使用する。

附 則（平成19年3月28日規程第3号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月28日規程第10号）附則第4項の規定については、管理職手当には適用しない。

附 則（平成19年11月30日規程第6号）

この規程は、平成19年11月30日から施行する。

ただし、第5条第2項及び第13条第3項の改正は平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月19日規程第8号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月 9日規程第5号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規程第13号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第19号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規程第9号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び附則第3項については、平成23年4月1日から施行する。
（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）
- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程（平成15年規程第7号）附則第7項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第16号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において規程第8条により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日におけ

号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24年3月26日規程第3号）
（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（給与の臨時特例）

2 この規程（平成24年3月26日規程第3号）の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程（平成15年規程第7号。以下「規程」という。）第5条第2項に定める俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第10号）附則第2項及び第3項の規定による俸給を含む。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される、次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 5等級及び6等級 | 100分の4.77 |
| (2) 2等級、3等級及び4等級 | 100分の7.77 |
| (3) 1等級 | 100分の9.77 |

3 特例期間においては、規程第12条、第16条、第23条、第24条、第25条及び第26条に基づき支給される給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 管理職手当 | 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額 |
| (2) 特別都市手当 | 当該職員の俸給月額（独立行政法人空港周辺整備機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第10号）附則第2項及び第3項の規定による俸給を含む。）に対する特別都市手当の月額に、前項に定める当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額 |
| (3) 期末手当 | 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額 |
| (4) 勤勉手当 | 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額 |
| (5) 長期欠勤者の給与 | 前項及び前各号に定める額 |
| (6) 休職者の給与 | 当該給与のうち、前項及び前各号に該当する部分については、前項及び前各号に定める額に、規程第26条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額 |

4 特例期間においては、規程第20条、第21条、第28条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、規程第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、規程附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する、第2項、第3項及び第4項の規定の適用については、第2項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から規程附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額」と、第3項第1号中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の額から規程附則第7項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「特別都市手当の月額」とあるのは、「特別都市手当の月額から規程附則第7項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の月額」とあるのは、「期末手当の月額から規程附則第7項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の月額」とあるのは、「勤勉手当の月額から規程附則第7項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号及び第6号中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、第4項中「算出した額」とあるのは「算出した額から規程附則第9項に定める額に相当する額を減じた額」とする。

6 附則第2項から第5項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成24年4月1日における号俸の調整）

7 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて規程第8条により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。また、同日において、30歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において規程第8条により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24年3月26日規程第5号）
この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規程第1号）
（施行期日）
1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（給与の臨時特例）
2 平成25年3月26日規程第3号の附則（給与の臨時特例）第2項に定める支給減額率「（1）5等級及び6等級 100分の4.77」とあるのは「（1）1級及び2級 100分の4.77」と、「（2）2等級、3等級及び4等級 100分の7.77」とあるのは「（2）3級、4級及び6級 100分の7.77」と、「（3）1等級 100分の9.77」とあるのは「（3）7級 100分の9.77」とそれぞれ読み替える。
1 平成25年3月26日規程第3号の附則（給与の臨時特例）第3項及び第5項中「特別都市手当」とあるのは「地域手当」と読み替える。

附 則（平成26年12月2日規程第1号）
（施行期日）
1 この規程は、平成26年12月2日から施行する。
ただし、第5条第2項及び第18条第1項第2号の改正は平成26年4月1日から適用する。
（平成27年1月1日における昇給の特例）
2 平成27年1月1日における職員の昇給に関する第8条の規定の適用については、同条の規定の号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。

附 則（平成27年4月1日規程第12号）
（施行期日）
1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（給与の臨時特例）
2 平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日の間、その差額を支給する。
3 平成15年10月1日規程第7号の附則第7項の「当分の間、」とあるのは「平成30年3月31日までの間、」と読み替える。

附 則（平成28年2月8日規程第14号）
（施行期日）
1 この規程は、平成28年2月8日から施行する。
ただし、第5条第2項の改正は平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月30日規程第16号）
（施行期日）
1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。